

平成25年5月17日
広島高速道路公社
(総務部交通管理課)

特殊車両を違法に通行させた者に対する行政処分の実施について

国土交通省において、車両重量自動計測装置の計測結果により、使用している特殊車両（以下「車両」という。）が道路法第47条第2項の規定に違反し、又は道路法第47条の2第1項の規定により道路管理者の付した条件に違反して通行していること（以下「違法通行」という。）が確認された者に対する行政処分の手続きが定められたことに基づき、該当する車両を通行させた者に対し次のとおり行政処分を実施します。

1 実施期日

平成25年6月1日

2 主な行政処分の流れ

(1) 軸重20tを超過した車両

1か月以内に2回以上の違法通行を確認した場合、当該車両の使用者に対し、警告書を発出します。

(2) 軸重20t以下の車両

3か月以内に20回以上の違法通行を確認した場合、当該車両の使用者に対し、警告書を発出します。

(3) 警告書を受け取った後も違法通行を繰り返す車両

ア 再度警告書を発出し、車両を違法に通行させた者に対し、対面では是正指導を実施します。

イ 是正指導後も違法通行を繰り返す場合は、会社名や是正指導内容等を公表します。

3 関連資料リンク先

国土交通省HP

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000326.html